



成年後見センター もりおか通信

—成年後見の利用を多くの人に—

〒020-0022盛岡市大通1丁目1番16号(岩手教育会館2階)

認定特定非営利活動法人(認定日付・番号:平成24年12月25日岩手県指令N文第291号)

成年後見センターもりおか 電話019(626)6112 / FAX019(656)0612 発行人:理事長 石橋乙秀

第32号

2025年3月28日
発行



正義・公平を求める「創造の担い手」であれ

成年後見センターもりおかは令和7年2月13日、令和6年度(公)岩手県福祉基金助成金を活用して講演会「優生保護法訴訟」最高裁の違憲判断～この判決から私たちは何を感じ、何を学ぶか～を開催した。優生保護法被害全国弁護士共同代表の新里宏二弁護士を講師に迎え、「優生保護法訴訟」が最高裁判決に至る経緯と判決の概要、判決後の動きについて語っていただき、弁護士、社会福祉士、司法書士などの専門職、自治体職員、市民後見人、報道関係者、当法人関係者など約70名の参加があった。講演の概要を以下に記す。

優生保護法: 1948年、戦後の人口増加により食糧が不足する状況のなか、議員立法で全会一致により成立。第1条に「この法律は、優生上の見地から不良なる子孫の出生を防止する」と明記され、特定の疾患や障害をもつ人々に承諾なく不妊手術(優生手術)が行われた。1996年に優生保護法の優生条項は「障害者差別に当たる」として削除され、「母体保護法」に改正。優

生条項が廃止されるまでの48年間に約2万5千人が不妊手術、約5万2千人が人工妊娠中絶を強制されたが、被害者への補償制度等、必要な議論はなされず、1998年に国連の自由権規約委員会から優生手術被害者への謝罪と補償を求められるも、日本政府は「当時は適法で謝罪も補償もしない」と回答し、以後国は同様の態度を取り続けた。

優生手術被害者との出会いと人権救済への闘い: 証拠の壁・時の壁

飯塚淳子さん(仮称:以下、Iさん)との出会いは、2013年8月のみやぎ青葉の会「なんでも相談会」。Iさんは、16歳の時(1963年1月頃)何も説明なく手術をされ、後日「不妊手術」だったことを知る。幸せな結婚をしたが、夫に過去の不妊手術を話した途端、結婚生活の継続が阻まれ、1995年頃、実家に戻る。1997年優生手術に謝罪を求める会に相談。1999年厚生省に謝罪と補償を求めるも「当時は合法、謝罪も補償もしない」と拒否された。

事件発生後50年以上経過し証拠の壁・時の壁があることから、訴訟ではなく日弁連への人権救済申立を行い、世論を喚起し政治解決を図ろうと考えた。2015年に日弁連は「優生保護法による不妊手術の強制は極めて重大な人権侵害である」との意見書を公表。マスコミ報道や国会内の集会も開催したが、政治による解決には至らなかった。

仙台地裁に提訴から最高裁大法廷へ

2017年9月に仙台弁護士会を結成し、訴訟準備を開始。2018年1月、全国で初めて佐藤さん(仮名)が国家賠償訴訟を仙台地裁に提訴。同年5月にIさ

講師紹介

弁護士 新里宏二 経歴

1952年盛岡市生まれ、盛岡一高、中央大学法学部卒、1983年仙台弁護士会登録。日弁連司法修習費用問題対策本部部長代行、全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会代表幹事、全国優生保護法被害弁護士共同代表、一般社団法人パーソナルサポートセンター代表理事、全国クレサラ・生活再建問題対策協議会代表幹事。



んも提訴。仙台地裁への提訴により国会が動き出し、2019年4月24日に優生保護法による不妊手術被害者に320万円の一時金を支給する一時金支給法が成立。2019年5月、仙台地裁は、優生保護法が違憲であることは認めたものの請求は棄却。

研究者からの助言を受け、被害の本質が単に子どもを産み育てるか否かの自己決定権の侵害だけでなく、「人としての尊厳に対する被害」、「継続的・累積的被害」として被害論を強化し、除斥期間の適用を制限した最高裁判決が用いた「時効の停止の法意」や権利濫用の主張を構成。

2022年2月以降、各高裁で勝訴判決が続いたが、2023年6月、仙台高裁は佐藤さん、Iさんの判決において仙台地裁判決同様に被害者の救済を拒んだ。

他方、2023年10月、仙台高裁は「国が民法724条後段を主張し権利の消失を求めることは信義則に反し、権利の濫用にあたる」とし、原審の仙台地裁判決を維持する判断を示した。その後、2023年11月1日、5つの事件が最高裁第1小法廷から大法廷へ回付され、2024年5月29日、最高裁での口頭弁論。5つの弁護士が当事者の意見陳述により被害の実態を大法廷の判事に直接伝え、新里弁護士は「被害者への共感と連帯が広がり、大きな流れとなって、地方裁判所、高等裁判所の裁判官をも動かし、最高裁大法廷まできました。本件は、被害者が声を上げることが社会を変える力になることを具体的に表しています。本件における最高裁大法廷の判断は、障害者権利条約や憲法が求める差別のない社会、すべての人が個人として尊重される社会への大切な一歩になります。そのためにも、最高裁判所におかれては、自ら『創造の担い手』として、本件について真に正義と公平に適う判断をされるよう求めます。」と述べた。

最高裁大法廷判決

判決の争点は、優生保護法が憲法に違反するか否かということと、不妊手術から20年以上経過していることから、国が民法724条後段の除斥期間の適用による権利消滅を主張することが許されるか否かの2点。

2024年7月3日の判決では「特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反する」と断じ、合理的な根拠に基づかない差別的取扱いに当たるとし、憲法13、14条違反を認めた。結論として、国が「除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利濫用として許されない」と、全ての優生手術被害者の救済につながる判決を下した。

優生手術被害は戦後現憲法下での違憲な法律による

最大の人権侵害であり、長年放置されてきた被害。今回、39名の被害者が声を上げ、全国弁護士など多くの仲間との協力で司法を動かし、1989年の最高裁判決を変更して被害者の損害賠償権が認められた。新里氏は「人権を守る弁護士」の闘いとして、記録と記憶に留めてほしいと語った。

最高裁大法廷判決後、優生保護法被害者への謝罪と補償

2024年7月17日、首相官邸において岸田総理は被害者へ謝罪。係属事件の早期解決のため、優生保護法問題担当のこども家庭庁と協議を開始し、2024年9月13日に合意。2024年10月8日に議員立法で成立した補償法で、支給を受けようとする者の請求に基づき、権利の認定による補償金支給（優生手術被害者1500万円、特定配偶者500万円、人工妊娠中絶被害者200万円）、補償金申請を弁護士がサポートする体制、今回の事態が生じた原因及びその事態の再発防止のために講ずべき措置についての検証を行うことが定められた。

優生保護法により被害を受けた方々への補償の現状

2024年9月末時点での一時金支給法の認定状況は、不妊手術件数24,993件のうち、一時金認定件数は1,139件（認定率2.8%）であり、岩手県は、不妊手術件数478件のうち認定件数は4件（認定率0.83%）と全国平均を下回っていた。

2024年10月に一時金支給法は補償法に改正され、2025年1月17日に施行された。1月24日の施政方針演説で石破総理は「旧優生保護法を施行してきた立場として真摯な反省に立ち、補償金の着実な支給と差別のない社会の実現に力を尽くします」と述べた。

新里氏は、弁護士には被害者を支援する役割があり、「サポート弁護士」という極めて重要な役割を果たし、被害を受けた方々が補償を受けられるようにしていきたい。皆さんの身近にも被害を受けた方がおられるかもしれないという思いを持ち、被害を察知して救済につなげていただけたら嬉しく思う、と述べた。

講演の最後に、**皆が正義・公平を求める「創造の担い手」であってほしい**と強調された。

講演後には時間一杯まで活発な質疑応答がなされ、参加者からは新たな知見を得、また感銘を受けたという声が多数寄せられた。（支援員 野口恭子）

センターの活動について

成年後見センターもりおかは、ご本人の意思を尊重しながら、「制度を利用して良かった。」と利用者の方によっていただけるよう日々成年後見事務活動を行っております。

今年度の受任状況を説明しますと、残念ながらご本人が病気で亡くなられ終了になった方が2名、新規に受任した方が2名あり、現在受任している件数は昨年同様、26名となっております。

このほか、成年後見センターもりおかが行っている活動をいくつかご紹介したいと思います。

一つ目は、成年後見事務に従事している支援員の資質向上のための研修活動であり、主に岩手県福祉基金を活用して実施する研修活動のほか、個人情報保護に関する研修、市民後見人研修への支援員の参加など広く機会を捉えて支援員一人ひとりの能力の向上に強めているところです。令和6年度は、岩手県福祉基金を活用して、5回研修を行いました。1回目はインフォームドコンセントの考え方や医師との係り方について。2回目はパソコン等の電子媒体の操作、個人情報の取り扱いで留意すべきこと等について。3回目は障がい者サービス利用までの一連の流れ（相談申請→モニタリング）と本人の代理人として後見人等がどのように障がい者サービスに係っていけばよいのかについて。4回目は当センターの利用者も抱える成人病予防や特

定健康診査や特定診査等について貴重なお話をいただくとともに、最終となる5回目の研修では、旧優生保護法被害者全国弁護団共同代表である新里宏二弁護士をお迎えして、戦後最大の人権侵害事件ともいえる旧優生保護法による被害やその背景となった障がい者差別等について貴重なお話を聞くことができ、支援員の資質向上に資することができました。

次に成年後見事務の諸段階における手順書である「(仮称)成年後見事務実務の手引き」作成事業についてご紹介します。手引きの作成は令和4年から取り組んでおり、少しずつ全体の文章化が進んできました。令和7年度中には、「成年後見事務実務の手引き」本文を完成させ、法人メンバー全員での検討を行い、同時に資料編の検討に入る予定です。本文については、令和7年度末には完成させたいと考えています。なお形式は加除式で法律等の改正にあたっては、その都度当該部分の変更を行うことを考えています。

次にハラスメントへの取り組みについてご紹介します。ハラスメントは、いじめにもつながる組織として「あってはならない行為」ですが、当法人では、ハラスメント防止取り組み方針、「支援スタッフのハラスメント防止に関する規程」の制定作業を進めており、令和7年4月に「方針」及び「規程」を制定し、それに付随する就業規則を改正する予定です。(船越 慈)

遠隔地に住むKさんを訪問・面会して

結婚相手を決めて、生まれ育った地を遠く離れて相手の方の街で結婚生活を始められたKさん。成年後見センターがKさんの後見人となって、いつでも面会ができる距離にあったが、新幹線を利用しても盛岡から2時間はかかる遠距離となった。コミュニケーション手段は電話やメールに頼らざるを得なくなったが、Kさんから電話があっても、その相談がどのような事情をもったものなのか、理解できないことがあり、距離が壁となっていると感じることがある。遠距離を前提とした支援を考えると、本人の意思と食い違いが起らないよう手段を考えていく必要がある。

昨秋、Kさんが住む地へ訪問することができた。Kさんに訪問したいことを伝えると心待ちにして、駅まで迎えに出ると喜んでくれた。訪問先の市役所庁舎の一室で市役所、相談支援事業所担当の方にKさん夫婦を交えて、約1時間の情報交換となった。市役所、相談支援事業所の担当の方も情報交換に関心を示され、

Kさんの支援協力について理解を得ることができた。また、通院しているクリニックでは診療の場面に立ち会うという機会を得ることができた。

遠く離れていたとしても「後見人を続けて、これからも支えてほしい」。これはKさんが情報交換の場で発した言葉である。

Kさんが不慣れな地で生活には不安なことが多いだろうことは十分想像され、会話の中からも窺うことができた。今回の訪問で、Kさんの暮らしぶりや街の様子を知ることができ、また市役所の方々とこれからも情報交換ができる関係が得られ有意義な訪問となった。遠く離れていても、Kさんの気持ちに寄り添いながら支援を続けて行こうと電車の中で同行のスタッフと話し合いながら帰路についた。この訪問の中で、Kさん夫婦が仲睦まじく楽しそうに日々の生活の様子を話してくれた姿が印象に残った。(支援員 高橋安夫)

出前支援の必要性と活用について

アウトリーチ支援の必要性が言われて久しいです。アウトリーチとは、「外へ(out)手を伸ばす(reach)」という言葉で、支援機関が通常の枠を超えて支援を届ける取り組みの意味で、「出前支援」とも言い換えられます。例えば、困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、相談場所に足を運べない人の場合、従来の待ちの支援では当然取りこぼされることが多くなります。

当センターの支援においても、後見制度への相談のみならず、高齢・障害・家族・貧困等様々な要素が複雑に絡み合った複合的な相談が増加傾向にあります。具体的には、高齢の親と障害のある中年期の子の今後の相談、親の死亡後の引きこもり状態の子の相続、認知症高齢者への悪徳商法などですが、家庭や親子の関係性が変容する中で複雑化・複合化した様々な課題が、相談場面に見られています。相談者も本人や家族のみならず、行政関係者やケアマネジャーや相談支援専門

員など支援に関わる専門職からのものが多くあり、本人の権利擁護の一手段としての成年後見制度の利用という傾向もあります。

そのような流れの中で、当センターでは本人の元に出向く「出前支援」の強化にも力を入れてきています。自宅・病院・施設を訪問したり、支援に関わる会議への参加などとなりますが、関係機関との連携を図りながらより良い形で本人の成年後見制度の利用に繋げていくことを目指しています。

また、制度に係る理解などのための「出前講座」にも対応していますが、専門職以外からの希望にも広く応じています。

成年後見制度のより良い利用の為には、効用と課題も含めて基本をよく知ることが大切となります。迷った時や気にかかった時には、是非ともお気軽にお声掛けいただきたいと考えています。(阿部明典)

ゆきこさんの余暇活動から

ゆきこさんは59歳、グループホームで生活しています。日中は生活介護のサービスを利用、織物やかせくりなどの作業をしています。また、余暇活動にも積極的に参加して自ら楽しみ元気に過ごしています。絵を描くことが好きなゆきこさんは、月2、3回、造形教室やアトリエへ通い創作活動をつづけています。作品は毎年「きららアート」に出展しこれまで何度も入選、県内の巡回展示もされているという。今年1月、「いわてアール・ブリット巡回展」に作品が展示されていることを知りました。私は、早速会場へ行き「大好きな静子ちゃん」という作品を見つけました。その場にゆきこさんがおられたので、私が「素敵な絵ですね。とても素敵。」と声をかけたところ、嬉しそうに「うん」とはっきりと応えてくれました。「頑張ったよ。いい

絵でしょ。絵を描くのは楽しいよ。」という誇らしさを詰め込んだ「うん」なのだと感じました。造形教室やアトリエでの活動が、ゆきこさんのエネルギーの源かもしれません。これからも、ゆきこさんの心を生き生きと表現する活動を続けてほしいと願っています。

(支援員 高橋靖枝)



「大好きな静子ちゃん」

大切なお知らせ

賛助会員・寄付者を募集しています

私たち法人は、社会貢献活動としてのべ30人の方の成年後見人を務め、成年後見制度が広く活用されるよう、普及や相談、申立支援などを行っています。

2020年4月から、広域センター事業の受託を始めました。より一層、成年後見制度活動が促進されるよう、賛助会員、寄付者を広く募集しています。

なお、賛助会員会費、寄付金は、お近くの郵便局で、窓口配置してある「払込取扱票」をご利用の上、お振込みいただけます。

賛助会員会費（年間）

1口 3,000円

銀行名：ゆうちょ銀行

記号と番号：02260-1-106722

口座名義：NPO法人 成年後見センターもりおか

※恐れ入りますが、振込手数料をご負担ください。